

## 指定難病にかかる個人番号（マイナンバー） の確認について

### ○ マイナンバーの記入について

特定医療費(指定難病)の支給認定申請におかれましては、難病の患者に対する医療等に関する法律(いわゆる「難病法」)施行規則の定めるところにより、患者ご本人及び支給認定基準世帯員のマイナンバーを申請書に記載することとなっております。

本県では、令和6年12月からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行したことに伴い、今後マイナンバーの利用(※)の増加を想定していることから、難病法施行規則の規定に基づき支給認定基準世帯員のマイナンバーを申請書第3面にご記載いただきますよう、御協力をお願いいたします。

なお、申請窓口で患者ご本人以外の支給認定基準世帯員のマイナンバーの確認(マイナンバーカード等との突合)は行いませんので、記載誤りの無いよう十分御注意ください。

### ※利用例

県が患者ご本人又は支給認定基準世帯員の保険加入関係を市町村等に照会する。

マイナンバーの記入が必要な範囲は以下のとおりです。

(加入している保険によって異なりますので事前に確認をお願いします。)

加入している公的医療保険		マイナンバーの記入が必要な範囲
国民健康保険(市町村国保) 国民健康保険組合		・患者及び同じ住民票上で、同じ保険に加入している方(記号・番号が同一の方)全員分
後期高齢者医療制度		・患者及び同じ住民票上で、後期高齢者医療制度に加入している方全員分
被用者保険 ・全国健康保険協会 ・健康保険組合 ・共済組合 ・船員保険 など	患者本人が被保険者の場合	・患者本人のみ
	患者本人が被扶養者の場合	・患者本人の分 ・被保険者の分

※この表のうち、患者ご本人以外の方を「支給認定基準世帯員」といいます。

Q.マイナポータルから自分の健康保険情報を確認するには？

マイナポータルサイトマップ> 3章 マイナポータルを使う> わたしの情報

> 04 健康保険証情報を確認するからご確認ください。

